



発行
東京都

目次

- 規則
- 告示
- 公告
- 東京都条例施行規則の一部を改正する規則……………（主税局税制部税制課）…一
 - 建築基準法による道路位置の指定……………（都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課）…五
 - 東京都環境影響評価条例に基づく都民の意見を聴く会の開催……………（環境局総務部環境政策課）…五
 - 大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要……………（産業労働局商工部地域産業振興課）…六
 - 平成三十一年度危険物取扱者保安講習の実施……………（東京消防庁）…六
 - 平成三十一年度上半期（島しょ地区）危険物取扱者保安講習及び消防設備士講習の実施……………（同）…七

規則

東京都条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和元年五月七日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第一号

東京都条例施行規則の一部を改正する規則

東京都条例施行規則（昭和二十五年東京都規則第二百二十六号）の一部を次のよう

に改正する。

第四十条の十一中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改める。

附則第十項中「平成三十八年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に改める。
別記第九号様式（甲）を次のように改める。

別記第三十六号様式を次のように改める。

第36号様式（条例第36条関係）

別記第三十六号様式

都税事務局長 殿

受付印

※処理種別事項
 受信年月日
 通信日付印
 押印
 年 月 日

本店又は主たる事務所の所在地
 （本部が支店等の場合）
 は本店所在地と併記
 納税者
 法人 名称
 及び代表者氏名
 法人 番号
 連絡先（電話番号等）

法人事業税徴収猶予申請書

次のとおり、徴収猶予の申請をします。

事業年度	自	年	月	日	申告税額	徴収猶予を受けようとする税額	（付加価値額）	資本割額	合計	額
申告区分	確定	・	中間							
徴収猶予を受けようとする期間	年 月 日から 年 月 日まで 月間									
該当条項	地方税法第72条の38の2第1項（第1号・第2号） 地方税法第72条の38の2第6項（第1号・第2号）									
回数	分割納付期限	納付金額	回数	分割納付期限	納付金額	徴収猶予を受けようとする理由				
・	・	円	・	・	円	（有・無） 「有」の場合はその種類を、 「無」の場合はその理由を記入 担保提供 備考				
・	・	円	・	・	円					
・	・	円	・	・	円					
・	・	円	・	・	円					
・	・	円	・	・	円					
・	・	円	・	・	円					
・	・	円	・	・	円					
・	・	円	・	・	円					
・	・	円	・	・	円					
・	・	円	・	・	円					
	計	円			円					

【注意事項】1 この申請書は、地方税法第72条の38の2第1項又は第6項の規定による徴収猶予の申請をする場合に使用し、当該事業税の申告書と提出する際、併せて提出してください。
 2 申請に際しては、徴収猶予を受けようとする理由及び地方税法施行令第31条第1項又は第2項に規定する法人であることを証明する書類を添付してください。

（日本工業規格A列4番）

備考 期間の延長の申請にあつては、この様式に準すること。

別記第三十七号様式を次のように改める。

第37号様式（第40条の8の4関係）

別記第三十七号様式

都税事務局長 殿

年 月 日

本店又は主たる事務所の所在地
 納税者
 法人 名称
 及び代表者氏名

法人事業税徴収猶予 許可 通知書
 許可しませんでしたので通知します。

年 月 日付で申請のあった徴収猶予については、次のとおり 許可できません。

事業年度	自	年	月	日	申告税額	徴収猶予をする税額	（付加価値額）	資本割額	合計	額
申告区分	確定	・	中間							
徴収猶予期間	年 月 日から 年 月 日まで 月間									
該当条項	地方税法第72条の38の2第1項（第1号・第2号） 地方税法第72条の38の2第6項（第1号・第2号）									
回数	分割納付期限	納付金額	回数	分割納付期限	納付金額	備考				
・	・	円	・	・	円					
・	・	円	・	・	円					
・	・	円	・	・	円					
・	・	円	・	・	円					
・	・	円	・	・	円					
・	・	円	・	・	円					
・	・	円	・	・	円					
・	・	円	・	・	円					
・	・	円	・	・	円					
・	・	円	・	・	円					
	計	円			円					

【注意事項】1 この通知書は、法第72条の38の2第12項の規定による法人事業税の徴収猶予の許可及び不許可の通知に用いること。
 2 期間の延長の申請にあつては、この様式に準すること。

（日本工業規格A列4番）

備考 期間の延長の申請にあつては、この様式に準すること。

3 行政不服審査法及び行政事件訴訟法の規定に基づき、告示の文の標準を定める規則別記第2に準じた告示の文を付すこと。
 4 知事名で通知する場合にあつては、この様式に準ずること。この場合において「知事」と読み替えるものとする。
 5 必要があるときは、上記の記載事項について所要の補正を加えることができる。

附則

(施行期日)

1 この規則は、令和元年六月一日から施行する。ただし、第四十条の十一及び附則第十項の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都税条例施行規則の様式(この規則により改正されるものに限る。)による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

告示

●東京都告示第一号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号。以下「法」という。)第四十二条第二項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和元年五月七日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

指定に係る道路の種類

指定年月日

指定に係る道路の位置

指定に係る道路の延長及び幅員(単位メートル)

法第四十二条第一項第五号の規定による道路

平成三十一年四月九日

東村山市恩多町五丁目十一番九、同番十一、同番二十三及び同番二十八の各一部	延長 二五・八八 幅員 四・〇〇 五・〇〇
--------------------------------------	-----------------------------------

公告

東京都環境影響評価条例に基づく都民の意見を聴く会の開催について

東京都環境影響評価条例(昭和五十五年東京都条例第九十六号)第五十六条第一項の規定に基づき、(仮称)品川駅北周辺地区一街区、二街区、三街区、四街区開発事業に係る環境影響評価書案及び見解書の内容について都民の意見を聴くため、次のとおり都民の意見を聴く会を開催する。

令和元年五月七日

東京都知事 小 池 百合子

一日時

令和元年六月三日(月曜日)午後一時三十分開始

二 場所

港区高輪区民センター 区民ホール

港区高輪一丁目十六番二十五号

三 公述申出の方法等

都民の意見を聴く会において公述しようとする者は、次のことを記載した公述申出書を令和元年五月二十一日(火曜日)までに公述申出先へ持参又は郵送により提出すること。

- (一) 氏名(振り仮名を付すこと。)及び住所(法人その他の団体にあつては、名称、代表者の氏名及び東京都の区域内に存する事務所又は事業所の所在地並びに都民の意見を聴く会において意見を述べようとする者の氏名(振り仮名を付すこと。)、住所及び役職名)並びに連絡先(自宅又は勤務先等)の電話番号
- (二) 対象事業の名称
- (三) 公述しようとする意見の要旨(八百字以内)

四 公述申出先

東京都環境局総務部環境政策課環境アセスメント担当
郵便番号一六三一八〇〇一 新宿区西新宿二丁目八番

一 号 東京都庁第二本庁舎十九階
五 公述人の選定

- (一) 公述人の数は、二十五人程度とする。
- (二) 公述しようとする者が多数あつた場合には、抽せんにより公述人を選定する。
- (三) 公述人を選定したときは、申出人に通知する。

六 公述の範囲及び公述時間

- (一) 公述人は、環境影響評価書案及び見解書の内容について、環境の保全の見地からの意見を述べるものとする。
- (二) 一人当たりの公述時間は十五分以内とする。

七 傍聴の方法

傍聴を希望する者は、傍聴券の交付を受け、これを携帯して会場へ入場すること。
なお、傍聴券は、都民の意見を聴く会の当日、午後一時から会場入口において先着順に交付する。

八 注意事項

公述の申出がない場合、都民の意見を聴く会は開催しない。

九 都民の意見を聴く会に関する問合せ先

東京都環境局総務部環境政策課環境アセスメント担当
電話番号〇三(五三八八)三四四一(直通)

大規模小売店舗立地法に基づき意見の概要について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により大規模小売店舗の届出の公告に係る意見を聴取したので、同条第三項の規定により次のとおり

意見の概要を公告し、当該意見を縦覧に供する。

令和元年五月七日

東京都知事 小 池 百合子

一 店舗名 コープ東村山秋津町店

二 店舗所在地 東村山秋津町二丁目十八番二番

三 設置者名 株式会社ヤマトミ

四 意見

ア 聴取者 東村山市長

イ 概要 意見なし

ウ 收受日 平成三十一年四月九日

五 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

六 縦覧期間 令和元年五月七日から同年六月七日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

七 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

平成31年度危険物取扱者保安講習の実施について
消防法(昭和23年法律第186号)第13条の23に規定する危険物取扱者保安講習を次のとおり行う。
令和元年5月7日

東京都知事 小 池 百合子

1 講習区分及び受講対象者

(1) 講習区分

石油コンビナート等災害防止法(昭和50年法律第84号。以下「石炭法」という。)に規定する特定事業所

<p>の危険物施設</p> <p>(2) 受講対象者 石炭法に規定する特定事業所において危険物の取扱作業に従事している危険物取扱者又は同事業所に勤務する危険物取扱者で受講を希望する者</p> <p>2 講習の実施日時及び実施場所</p> <p>(1) 実施日時 令和元年6月25日(火曜日) 午後1時から午後5時まで</p> <p>(2) 実施場所 東京消防庁蒲田消防署 大田区蒲田本町二丁目28番1号</p> <p>3 受講申請の受付期間、受付時間及び受付場所</p> <p>(1) 受付期間 令和元年5月13日(月曜日) から同年6月17日(月曜日) まで(東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第10号)に定める休日を除く。)</p> <p>なお、講習の受講申請者が定員に達した場合は、締め切るものとする。</p> <p>(2) 受付時間 午前9時から午後4時30分まで</p> <p>(3) 受付場所 都内(稲城市及び島しょ地域を除く。)の各消防署、消防分署及び消防出張所</p> <p>4 問合せ先 (1) 都内(稲城市及び島しょ地域を除く。)の各消防署、消防分署及び消防出張所 (2) 東京消防庁予防部防火管理課試験講習係(電話03-</p>	<p>3255-2945)</p> <p>5 その他 受講申請書は、各受付場所にて配布する。</p> <p>平成31年度上半期(島しょ地区)危険物取扱者保安講習及び消防設備士講習の実施について</p> <p>消防法(昭和23年法律第186号)第13条の23に規定する危険物取扱者保安講習及び同法第17条の10に規定する消防設備士講習をそれぞれ次のとおり行う。</p> <p>令和元年5月7日 東京都知事 小 池 百合子</p> <p>1 危険物取扱者保安講習</p> <p>(1) 講習区分</p> <p>ア 第1区分(給油取扱所)</p> <p>イ 第2区分(製造所及び一般取扱所)</p> <p>ウ 第3区分(屋外タンク貯蔵所、屋内タンク貯蔵所及び移送取扱所)</p> <p>エ 第4区分(地下タンク貯蔵所及び移動タンク貯蔵所)</p> <p>オ 第5区分(屋内貯蔵所、簡易タンク貯蔵所、屋外貯蔵所及び販売取扱所)</p> <p>(2) 受講対象者 危険物取扱者で製造所等において危険物の取扱作業に従事している者又は危険物取扱者で受講を希望する者</p> <p>(3) 実施日時及び実施場所 ア 実施日時</p>	<p>令和元年6月9日(日曜日) 午前9時から午後1時まで</p> <p>イ 実施場所 大高支庁第2会議室 大高町元町字オランダシ222番地1</p> <p>(4) 受講申請の受付日時及び受付場所 ア 受付日時 令和元年6月9日(日曜日) 午前8時30分から午前9時まで</p> <p>イ 受付場所 大高支庁第2会議室 大高町元町字オランダシ222番地1</p> <p>2 消防設備士講習</p> <p>(1) 講習区分</p> <p>ア 消火設備</p> <p>イ 警報設備</p> <p>ウ 避難設備・消火器</p> <p>(2) 受講対象者 消防設備士免状の交付を受けている者</p> <p>(3) 実施日時及び実施場所 ア 実施日時 令和元年6月8日(土曜日) 午前9時から午後5時まで</p> <p>イ 実施場所 大高支庁第2会議室 大高町元町字オランダシ222番地1</p> <p>(4) 受講申請の受付日時及び受付場所 ア 受付日時</p>
--	--	---

令和元年6月8日(土曜日) 午前8時30分から午

前9時まで

1 受付場所

大島支庁第2会議室

大島町元町字オソダシ222番地1

3 問合せ先

東京消防庁予防部防火管理課試験講習係(電話03-

3255-2945)

発行

東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一号
電話 〇三(五三二二)一一一一(代)

郵便番号
163-8001

定価

本号
一箇月 三〇円
六、六〇〇円
(郵送料を含む。)

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七号
電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)

郵便番号
113-0001

